

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要の1～14については、運輸・交通関連業種を除く集計対象企業（「調査の説明」4及び7参照）についての結果をまとめたものである。

1 平均年齢及び平均勤続年数（表1）【集計表第1表】

調査産業計の男女計の平均年齢は41.0歳、平均勤続年数は17.1年、製造業ではそれぞれ40.5歳、17.3年となっている。

表1 平均年齢及び平均勤続年数

産業区分・年	(歳、年)					
	男女計		男		女	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
調査産業計	41.0	17.1	41.0	17.2	39.1	14.8
製造業	40.5	17.3	40.3	17.2	38.6	15.2
前回（令和元年）						
調査産業計	40.7	17.2	40.7	17.2	38.7	14.9
製造業	40.4	17.3	40.1	17.1	38.2	14.9

2 平均賃金（表2）【集計表第2表】

調査産業計の令和2年6月分の平均所定内賃金は368.1千円、平均所定外賃金は51.8千円、製造業ではそれぞれ359.3千円、45.2千円となっている。

表2 平均所定内及び平均所定外賃金

産業区分・年	(千円)					
	平均所定内賃金			平均所定外賃金		
	男女計	男	女	男女計	男	女
調査産業計	368.1	378.3	302.2	51.8	55.2	31.6
製造業	359.3	364.9	301.2	45.2	47.6	26.1
前回（令和元年）						
調査産業計	369.4	379.9	301.3	64.6	70.8	36.4
製造業	359.0	364.4	294.2	63.3	71.7	33.1

3 賃金構成比（表3）【集計表第3表】

令和2年6月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、調査産業計では、基本給89.2%、奨励給1.6%、職務関連手当3.0%、生活関連手当5.5%、その他の手当0.6%となっている。

製造業の賃金構成比は、基本給93.0%、奨励給0.0%、職務関連手当2.7%、生活

関連手当 4.0%、その他の手当 0.3%となっている。

表3 所定内賃金計を100とした賃金構成比

(%)

産業区分・年	基本給	奨励給	職務関連手当	生活関連手当	その他の手当
調査産業計	89.2	1.6	3.0	5.5	0.6
製造業	93.0	0.0	2.7	4.0	0.3
前回（令和元年）					
調査産業計	88.9	1.6	3.4	5.7	0.3
製造業	92.2	0.1	3.0	4.3	0.4

4 交替手当制度（前回平成27年）（表4）【集計表第5表】

交替手当制度を採用している企業は調査産業計では104社（集計176社の59.1%）となっている。製造業では85社（同103社の82.5%）となっている。

調査産業計で「二交替制」の手当額をみると、「直別日額制」（直別（勤務時間帯別）に、1回の勤務につき手当を払う制度）は1直1,671円、2直3,066円、3直5,667円、「一律日額制」（直別に関係なく1回の勤務につき手当を払う制度）は2,498円、「月額制」（1月の勤務につき手当を払う制度）は16,994円となっている。「三交替制」では、「直別日額制」は1直1,133円、2直1,309円、3直2,131円、4直2,437円、「一律日額制」1,653円、「月額制」20,998円となっている。

表4 交替手当制度

(円)

産業区分・年	二交替制					三交替制					
	直別日額制			一律日額制	月額制	直別日額制				一律日額制	月額制
	1直	2直	3直			1直	2直	3直	4直		
調査産業計	1,671	3,066	5,667	2,498	16,994	1,133	1,309	2,131	2,437	1,653	20,998
製造業	1,821	3,151	5,667	2,766	17,044	1,154	1,362	2,212	2,437	1,580	19,456
前回（平成27年）											
調査産業計	1,216	2,138	2,597	2,117	16,775	1,350	1,296	2,046	3,250	1,594	15,983
製造業	1,206	1,880	2,597	1,997	16,816	1,375	1,310	2,071	3,250	1,626	15,983

5 家族手当制度（表5）（前回平成27年）【集計表第6表】

家族手当制度を採用している企業は調査産業計では147社（集計178社の82.6%）、製造業では84社（同103社の81.6%）となっている。

調査産業計で家族手当の支給額をみると、配偶者（第1順位）16.3千円、第1子（第2順位）11.6千円、第2子（第3順位）11.2千円、第3子（第4順位）11.7千

円、親（第5順位）8.1千円となっている。

表5 家族手当制度

(社、千円)

産業区分 ・年	集計 社数	制度 あり	支給額				
			配偶者	第1子	第2子	第3子	親
			(第1順位)	(第2順位)	(第3順位)	(第4順位)	(第5順位)
調査産業計	178	147	16.3	11.6	11.2	11.7	8.1
製造業	103	84	15.6	10.3	10.0	10.4	7.4
前回（平成27年）							
調査産業計	218	179	17.4	9.8	9.2	9.2	6.5
製造業	131	108	17.3	9.5	9.4	9.4	6.1

6 令和2年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(表6) 【集計表第7-1表】

令和2年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは調査産業計では156社（集計177社の88.1%）で、要求内容は「ベースアップの実施」118社（要求があった企業156社の75.6%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」112社（同156社の71.8%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」103社（同156社の66.0%）、「個別賃上げ方式」33社（同156社の21.2%）となっている。

製造業では要求があったのは93社（集計102社の91.2%）で、要求内容は「ベースアップの実施」73社（要求があった93社の78.5%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」68社（同93社の73.1%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」66社（同93社の71.0%）、「個別賃上げ方式」20社（同93社の21.5%）となっている。

要求があった企業のうち交渉が妥結したのは、調査産業計では156社（要求があった156社の100.0%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」71社（妥結した156社の45.5%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」118社（同156社の75.6%）となっている。

製造業で交渉が妥結したのは93社（要求があった93社の100.0%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」52社（妥結した93社の55.9%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」69社（同93社の74.2%）となっている。

表6 令和2年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分 年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求 なし
		ベース アップの 実施	定期昇給 の実施・ 賃金体系 維持	その他	平均賃上 げ方式	個別賃上 げ方式	その他	
調査産業計 177社 (100.0)	156 (88.1)	118 (75.6)	112 (71.8)	26 (16.7)	103 (66.0)	33 (21.2)	20 (12.8)	21 (11.9)
製造業 102社 (100.0)	93 (91.2)	73 (78.5)	68 (73.1)	16 (17.2)	66 (71.0)	20 (21.5)	11 (11.8)	9 (8.8)
前回(令和元年) 調査産業計 183社	154	117	100	18	101	36	24	29
製造業 105社	89	70	59	11	63	22	12	16

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結 なし
			ベースアップ の実施	定期昇給の実 施・賃金体系維 持	その他	
調査産業計	156 (100.0)	156 (100.0)	71 (45.5)	118 (75.6)	35 (22.4)	- (-)
製造業	93 (100.0)	93 (100.0)	52 (55.9)	69 (74.2)	17 (18.3)	- (-)
前回(令和元年) 調査産業計	154	151	83	105	30	3
製造業	89	88	59	59	14	1

(注) 〈 〉及び《 》内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

7 賃金改定の状況(表7、表8)【集計表第8-1表、第8-2表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は調査産業計では148社(集計176社の84.1%)で、うち令和元年7月から令和2年6月までの1年間で賃金改定があったのは71社(賃金表がある148社の48.0%)である。

また、ベースアップを実施した企業は68社(同148社の45.9%)、ベースダウン

を実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は77社（同148社の52.0%）となっている。製造業では賃金表がある企業は86社（集計102社の84.3%）で、賃金改定があったのは52社（賃金表がある86社の60.5%）、同期間にベースアップを実施した企業は51社（同86社の59.3%）、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は34社（同86社の39.5%）となっている。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度のある企業は調査産業計では141社で、うち定期昇給を実施した企業は139社であり、製造業では87社で、うち定期昇給を実施した企業は86社である。

昇給額について、昨年と同額とする企業が調査産業計で93社（定期昇給を実施した139社の66.9%）、製造業で54社（同86社の62.8%）、昨年比で増額がそれぞれ25社（同139社の18.0%）、17社（同86社の19.8%）、昨年比で減額が13社（同139社の9.4%）、12社（同86社の14.0%）となっている。実施時期は4月～6月とする企業が調査産業計で116社（同139社の83.5%）、製造業で74社（同86社の86.0%）となっている。

定期昇給制度がない企業は調査産業計で34社（定期昇給の有無を回答した175社の19.4%）、製造業で14社（同101社の13.9%）となっている。

また、賃金カットを実施した企業は調査産業計では1社（集計171社の0.6%）、製造業では実施した企業はない。

表7 賃金改定の状況

—令和元年7月～令和2年6月—

(1) 基本給部分の改定

(社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金改定あり			改定なし (据え置き)	賃金表 なし
		賃金改定あり	ベース アップ の実施	ベース ダウン の実施		
調査産業計 176社 (100.0)	148 (84.1) <100.0>	71 (40.3) <48.0>	68 (38.6) <45.9>	— (—) <—>	77 (43.8) <52.0>	28 (15.9)
製造業 102社 (100.0)	86 (84.3) <100.0>	52 (51.0) <60.5>	51 (50.0) <59.3>	— (—) <—>	34 (33.3) <39.5>	16 (15.7)
前回(令和元年) 調査産業計 181社	153	91	82	—	62	28
製造業 102社	86	64	62	—	22	16

(2) 定期昇給の実施（定期昇給制度のある企業）

(社、%)

産業区分・年・定期昇給制度のある企業	実施あり	昇給額			実施時期					実施なし
		昨年と同額	昨年比増額	昨年比減額	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	その他	
		調査産業計 141社 (100.0)	139 (98.6)	93 <66.9>	25 <18.0>	13 <9.4>	4 <2.9>	116 <83.5>	12 <8.6>	
製造業 87社 (100.0)	86 (98.9)	54 <62.8>	17 <19.8>	12 <14.0>	2 <2.3>	74 <86.0>	6 <7.0>	- <->	1 <1.2>	1 (1.1)
前回(令和元年)										
調査産業計 152社	152	104	31	12	5	124	12	-	9	-
製造業 91社	91	58	21	9	3	74	7	-	5	-

(3) 賃金カットの実施

(社、%)

産業区分・年・集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計 171社 (100.0)	1 (0.6)	170 (99.4)
製造業 98社 (100.0)	- (-)	98 (100.0)
前回(令和元年)		
調査産業計 179社	2	177
製造業 103社	-	103

令和元年7月から令和2年6月までの1年間の労働者一人平均の賃金改定額（率）（昇給分+ベースアップ分）をみると、調査産業計では6,176円、率で2.00%、製造業では5,934円、率で1.89%となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると、調査産業計では額で668円、率で0.24%、製造業では703円、率で0.25%となっている。

表 8 賃金改定額

(円、%)

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	6,176	2.00	668	0.24
製造業	5,934	1.89	703	0.25
前回(令和元年)				
調査産業計	6,511	2.04	1,388	0.48
製造業	6,349	2.02	1,256	0.44

(注) 「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

8 一時金支給額(表9)【集計表第9表】

令和元年年末一時金の一人平均支給額は、調査産業計では 881.0 千円、月収換算 2.6 か月分、製造業では 838.3 千円、月収換算 2.6 か月分となっている。

令和2年夏季一時金の一人平均支給額は、調査産業計では 938.5 千円、月収換算 2.6 か月分、製造業では 835.2 千円、月収換算 2.5 か月分となっている。

表 9 一時金支給額及び月収換算月数

(1) 年末一時金 (社、千円、月分)				(2) 夏季一時金 (社、千円、月分)			
産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算	産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算
令和元年年末				令和2年夏季			
調査産業計	167	881.0	2.6	調査産業計	166	938.5	2.6
製造業	100	838.3	2.6	製造業	101	835.2	2.5
前回(平成30年年末)				前回(令和元年夏季)			
調査産業計	178	880.8	2.6	調査産業計	179	970.4	2.7
製造業	102	824.7	2.6	製造業	103	847.8	2.6

(注1) 「令和元年年末」とは令和元年9月～令和2年2月、「令和2年夏季」とは令和2年3月～令和2年8月の期間をいう。その前年についても同様。

(注2) 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

9 モデル所定内賃金

(表10、表11、表12)【集計表第10-1表、第10-5表、第10-7表】

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件(事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別)に該当する者の所定内賃金をいう。

学歴、年齢別にみた「モデル所定内賃金」のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術(総合職)は55歳で606.7千円、高校卒事務・技術(総合職)は55歳

で472.4千円、高校卒生産は60歳で400.1千円となっている。製造業では大学卒事務・技術（総合職）は60歳で597.1千円、高校卒事務・技術（総合職）は60歳で478.0千円、高校卒生産は60歳で401.3千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は2.73倍、高校卒事務・技術（総合職）2.28倍、高校卒生産2.01倍となっている。製造業ではそれぞれ2.63倍、2.28倍、2.02倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を100として学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である22歳で高校卒事務・技術（総合職）は93.2、高校卒生産は88.2となっており、55歳ではそれぞれ77.9、64.8となっている。製造業では、22歳ではそれぞれ91.5、87.9となっており、55歳では79.3、67.4となっている。

表10 モデル所定内賃金

(千円)

職種・学歴・ 産業区分	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
事務・技術（総合職）											
大学卒			(入社)	(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	222.0	249.8	320.7	391.2	458.8	524.8	574.1	606.7	584.7
製造業	—	—	221.3	248.0	318.8	383.8	453.9	513.0	554.6	582.4	597.1
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	178.2	189.8	207.0	229.6	288.3	344.5	379.5	420.5	455.2	472.4	460.3
製造業	176.9	187.3	202.5	229.0	287.8	340.6	381.1	419.9	455.3	461.6	478.0
生産											
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	174.0	184.6	195.7	215.2	264.6	305.6	341.4	368.9	388.0	393.3	400.1
製造業	172.9	183.3	194.6	213.5	263.2	308.7	341.7	369.6	389.2	392.3	401.3

(注1) モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注2) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表11 モデル所定内賃金の年齢間格差（55歳／22歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.73	2.28	2.01
製造業	2.63	2.28	2.02
前回(令和元年)			
調査産業計	2.86	2.37	2.15
製造業	2.77	2.44	2.15

表 12 モデル所定内賃金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を 100 とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	22 歳	55 歳	22 歳	55 歳
調査産業計	93.2	77.9	88.2	64.8
製造業	91.5	79.3	87.9	67.4
前回(令和元年)				
調査産業計	92.1	76.5	88.1	66.2
製造業	90.1	79.2	87.6	68.0

10 実在者平均所定内賃金

（表 13、表 14、表 15）【集計表第 11-1 表、第 11-3 表、第 11-4 表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

学歴、年齢別に男の実在者平均所定内賃金のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 29.9 年）で 561.0 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 35.1 年）で 458.7 千円、高校卒生産は 55 歳（同 32.8 年）で 376.3 千円となっている。

製造業では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 29.5 年）で 507.0 千円、高校卒事務・技術は 50 歳（同 28.0 年）で 414.0 千円、高校卒生産は 55 歳（同 33.4 年）で 379.4 千円となっている。

実在者の平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率で見ると、調査産業計では大学卒事務・技術は 2.54 倍、高校卒事務・技術 2.26 倍、高校卒生産 1.94 倍となっている。製造業では 2.34 倍、2.07 倍、1.96 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 22 歳で、高校卒事務・技術は 91.7、高校卒生産は 87.6 となっており、55 歳ではそれぞれ 81.8、67.1 となっている。製造業では、22 歳でそれぞれ 91.8、89.3、55 歳ではそれぞれ 81.5、74.8 となっている。

表 13 実在者平均所定内賃金（男）

（千円、年）

職種・学歴・ 産業区分	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
大学卒 事務・技術 調査産業計 （平均勤続年数）	—	—	221.0 (0.3)	247.9 (1.9)	314.0 (6.0)	390.8 (10.4)	446.2 (13.8)	495.7 (18.9)	548.5 (25.4)	561.0 (29.9)	512.3 (31.6)
製造業 （平均勤続年数）	—	—	217.1 (0.3)	243.6 (1.7)	306.0 (5.6)	372.7 (9.7)	415.0 (12.6)	455.8 (17.4)	481.6 (24.8)	507.0 (29.5)	495.2 (28.2)
高校卒 事務・技術 調査産業計 （平均勤続年数）	174.8 (0.3)	188.6 (1.9)	202.7 (3.6)	225.5 (5.9)	279.1 (10.5)	326.9 (13.0)	367.6 (18.8)	391.3 (24.9)	424.4 (30.0)	458.7 (35.1)	418.4 (37.8)
製造業 （平均勤続年数）	175.5 (0.3)	185.5 (1.9)	199.3 (3.7)	228.2 (6.2)	278.6 (10.8)	319.8 (12.6)	352.6 (18.0)	383.0 (23.4)	414.0 (28.0)	413.3 (31.7)	397.0 (35.2)
高校卒 生産 調査産業計 （平均勤続年数）	173.2 (0.3)	184.4 (1.8)	193.6 (3.7)	214.5 (6.3)	253.2 (10.8)	290.3 (12.7)	320.1 (18.6)	348.7 (23.8)	365.7 (27.4)	376.3 (32.8)	304.6 (30.4)
製造業 （平均勤続年数）	173.0 (0.3)	184.8 (1.8)	193.9 (3.8)	215.2 (6.5)	255.5 (11.1)	295.7 (13.2)	323.5 (18.9)	350.5 (23.9)	364.0 (27.1)	379.4 (33.4)	282.9 (23.0)

（注1） 実在者平均所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

（注2） 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 14 実在者平均所定内賃金の年齢間格差（男・55歳／22歳）

（倍）

産業区分・年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
調査産業計	2.54	2.26	1.94
製造業	2.34	2.07	1.96
前回(令和元年)			
調査産業計	2.59	2.29	2.03
製造業	2.30	2.13	1.97

表 15 実在者平均所定内賃金の学歴間格差（男）（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	91.7	81.8	87.6	67.1
製造業	91.8	81.5	89.3	74.8
前回(令和元年)				
調査産業計	90.9	80.1	88.4	69.2
製造業	88.7	82.1	90.0	77.1

11 モデル一時金（年間計）

（表 16、表 17、表 18）【集計表第 12-1 表、第 12-5 表、第 12-7 表】

「モデル一時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（モデル所定内賃金のモデルに同じ。）に該当する者の一時金（年末及び夏季の賞与一時金等）である。

学歴、年齢別にみた「モデル一時金」の年間計（令和元年末と令和 2 年夏季の合計）のピークは調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 3,345 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 2,473 千円、高校卒生産は 60 歳で 2,029 千円となっている。製造業では大学卒事務・技術（総合職）は 60 歳で 3,487 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 60 歳で 2,751 千円、高校卒生産は 60 歳で 2,060 千円となっている。

年齢間格差を 25 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では、大学卒事務・技術（総合職）2.79 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.37 倍、高校卒生産 1.98 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.76 倍、2.29 倍、1.96 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 25 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 86.9、高校卒生産は 85.3、55 歳ではそれぞれ 73.9、60.6 となっている。製造業では 25 歳でそれぞれ 90.8、84.8、55 歳ではそれぞれ 75.4、60.2 となっている。

表 16 モデル一時金（年間計）

（千円）

職歴・学歴・ 産業区分	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）										
大学卒			(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	1,200	1,608	1,998	2,461	2,840	3,119	3,345	3,097
製造業	—	—	1,200	1,608	2,002	2,444	2,830	3,079	3,311	3,487
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	832	908	1,043	1,320	1,619	1,849	2,180	2,381	2,473	2,360
製造業	856	938	1,089	1,361	1,664	1,909	2,256	2,429	2,496	2,751
生産										
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	848	897	1,024	1,229	1,451	1,669	1,810	1,958	2,027	2,029
製造業	843	890	1,018	1,211	1,449	1,655	1,794	1,922	1,992	2,060

（注）年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 17 モデル一時金の年齢間格差 (55 歳 / 25 歳)

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.79	2.37	1.98
製造業	2.76	2.29	1.96
前回(令和元年)			
調査産業計	2.97	2.35	2.04
製造業	3.02	2.47	2.09

表 18 モデル一時金の学歴間格差 (大学卒事務・技術 (総合職) を 100 とした場合の水準)

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	25 歳	55 歳	25 歳	55 歳
調査産業計	86.9	73.9	85.3	60.6
製造業	90.8	75.4	84.8	60.2
前回(令和元年)				
調査産業計	85.6	67.9	84.7	58.4
製造業	87.2	71.2	85.5	59.1

12 交替手当制度の常用労働者以外の労働者の適用状況（表 19）【集計表第 13-1 表】

常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある企業は 76 社（集計 176 社の 43.2%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 68 社（常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある 76 社の 89.5%）、「減額」を支給する企業は 4 社（同 76 社の 5.3%）、「その他」と回答した企業は 2 社（同 76 社の 2.6%）となっている。製造業では常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある企業は 62 社（集計 102 社の 60.8%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 57 社（常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある 62 社の 91.9%）、「減額」を支給する企業は 3 社（同 62 社の 4.8%）、「その他」と回答した企業はなかった。

表 19 産業別交替手当制度の有無、常用労働者との比較

(社、%)

産業区分	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同一額	減額	その他	
調査産業計	176 (100.0)	76 (43.2)	68 (89.5)	4 (5.3)	2 (2.6)	100 (56.8)
製造業	102 (100.0)	62 (60.8)	57 (91.9)	3 (4.8)	- (-)	40 (39.2)

13 家族手当制度の常用労働者以外の労働者の適用状況（表 20）【集計表第 13-2 表】

常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある企業は 42 社（集計 175 社の 24.0%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 34 社（常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある 42 社の 81.0%）、「減額」を支給する企業は 3 社（同 42 社の 7.1%）、「その他」と回答した企業は 5 社（同 42 社の 11.9%）となっている。製造業では常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある企業は 29 社（集計 101 社の 28.7%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 23 社（常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある 29 社の 79.3%）、「減額」を支給する企業は 3 社（同 29 社の 10.3%）、「その他」と回答した企業は 3 社（同 29 社の 10.3%）となっている。

表 20 産業別家族手当制度の有無、常用労働者との比較

(社、%)

産業区分	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同一額	減額	その他	
調査産業計	175 (100.0)	42 (24.0)	34 <81.0>	3 <7.1>	5 <11.9>	133 (76.0)
製造業	101 (100.0)	29 (28.7)	23 <79.3>	3 <10.3>	3 <10.3>	72 (71.3)

14 一時金制度の常用労働者以外の労働者の適用状況 (表 21) 【集計表第 13-3 表】

常用労働者以外の労働者に適用される一時金制度のある企業は 134 社 (集計 175 社の 76.6%) で、うち、常用労働者と比較した場合に「同様の水準」を支給する企業は 10 社 (常用労働者以外の労働者に適用される一時金制度のある 134 社の 7.5%)、「低い水準」を支給する企業は 94 社 (同 134 社の 70.1%)、「その他」と回答した企業は 28 社 (同 134 社の 20.9%) となっている。製造業では常用労働者以外の労働者に適用される一時金制度のある企業は 85 社 (集計 102 社の 83.3%) で、うち、常用労働者と比較した場合に「同様の水準」を支給する企業は 5 社 (常用労働者以外の労働者に適用される一時金制度のある 85 社の 5.9%)、「低い水準」を支給する企業は 58 社 (同 85 社の 68.2%)、「その他」と回答した企業は 20 社 (同 85 社の 23.5%) となっている。

表 21 産業別一時金制度の有無、常用労働者との比較

(社、%)

産業区分	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同様の水準	低い水準	その他	
調査産業計	175 (100.0)	134 (76.6)	10 <7.5>	94 <70.1>	28 <20.9>	41 (23.4)
製造業	102 (100.0)	85 (83.3)	5 <5.9>	58 <68.2>	20 <23.5>	17 (16.7)

(参考) 常用労働者に当該手当制度がある調査対象企業における常用労働者以外の労働者への適用状況 (表 22) 【集計表参考第 1 表、参考第 2 表】

常用労働者において当該手当制度「あり」と回答した企業のみについて集計したところ、常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある企業は 75 社 (集計 103 社の 72.8%) で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 68 社 (常用労働者以外の労働者に適用される交替手当制度のある 75 社の 90.7%)、「減額」を支給する企業は 4 社 (同 75 社の 5.3%)、「その他」と回答した企業は 1 社 (同 75 社の 1.3%) となっている。

また、同様に家族手当については、常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある企業は 41 社 (集計 144 社の 28.5%) で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 34 社 (常用労働者以外の労働者に適用される家族手当制度のある 41 社の 82.9%)、「減額」を支給する企業は 3 社 (同 41 社の 7.3%)、「その他」と回答した企業は 4 社 (同 41 社の 9.8%) となっている。

表 22 常用労働者以外の労働者への当該手当制度適用状況 (常用労働者において当該手当制度がある調査対象企業のみ集計)

(社、%)

手当 (調査産業計)	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同一額	減額	その他	
交替手当	103 (100.0)	75 (72.8)	68 <90.7>	4 <5.3>	1 <1.3>	28 (27.2)
家族手当	144 (100.0)	41 (28.5)	34 <82.9>	3 <7.3>	4 <9.8>	103 (71.5)